

第53回（令和3年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

オンライン 解答解説会

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による解答について保証するものではありません。

第53回 本試験分析

◎特徴

1. 選択式…全体的には、基本事項からの出題が多く、例年並みのレベルの出題であった。労働基準法では最高裁判例からの出題が平成25年以後続いており、すっかり定着した感がある。一方で、労災保険法では、本則の内容か、法附則による暫定措置の内容か迷う出題もみられ、労働一般常識では、助成金の名称等の細かい知識が問われる出題もあるなど、特定の科目が合否のネックとなる傾向が続いている感がある。
2. 択一式…全体的に昨年と同程度の難易度であり、ここ数年では比較的難易度の高い出題内容であった。労災保険法は、事例問題の出題が多くみられ、自信をもって正答肢を選べる問題が少ない印象であった。また、健康保険法は、昨年に続き、あまりなじみのない通達からの出題があり、苦戦した受験生も多かったのではないだろうか。一方で、国民年金法は、正解肢がはっきりした内容の出題で、取り組みやすい印象を受けた。

◎合格ラインの予想

1. 選択式… 総得点 24 点以上 各科目 3 点以上
2. 択一式… 総得点 46 点以上 各科目 4 点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月10日(金)より本試験解答分析サービス <http://www.tac-school.co.jp/sokuhou/sharosi/> にてご案内いたします。

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【選択式】

科目	労基・安衛	労 災	雇 用	労 一	社 一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	4	4	4	3	3	5	4	4	31

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	7	5+2	5+2	3+3	6	7	8	48

◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛…Aは多少細かいがH28-2Cの択一式で問われており、Bは法37条の知識から、D、Eは実力完成答練第3回で出題されていることから、これらで4点確保することが可能である。Cも文脈から判断が可能であり、満点も狙える。
- 労 災 …すべて平易な内容であるものの、Dは「⑥60」が正答の可能性があり、そのため目標点も4点としている。
- 雇 用 …AとBは基本事項であるので、確実に得点しておきたい。C～Eは行政手引の細部の内容であるが、DとEについては、選択肢を相対的に判断して正解を導

きだすことは可能である。

- 労 一 …B、Dについては、教材（雇用保険法の基本テキストほか）に記載のある助成金であるので、問題文中の語句を頼りに、何とか得点してほしい。Eについては難問であり、得点困難であると思われる。
- 社 一 …A～Cは基本的な問題であり、D及びEは細かい内容の問題となっている。Eの「①3年」は正解できる可能性はあるが、Dの「④15日」を正解することは困難であろう。したがって、A～Cで確実に3点確保しておきたいところである。
- 健 保 …設問1は基本保険料率及び特定保険料率に関する問題である。出題実績のない箇所であるが、難易度は高くない。設問2は標準報酬月額等の等級区分の改定に関する問題であり、平成21年の選択式でも出題されている。D、Eいずれも基本事項である。
- 厚 年 …A、D及びEは、いずれも基本事項であり（「トレーニング」に掲載）、この3つで確実に3点を確保したい。また、Cについては、初見であったとしても消去法で選択肢を絞ることが十分可能である。
- 国 年 …全体的に易しい内容であり、標準的な学習をしてきた受験生にとって、取り組みやすい問題であったと思われる。

◎択一式問題 科目別コメント

- 労基・安衛…労基法は、細かい内容を問う肢も見受けられたが、問題演習をしっかりとこなしていれば得点できると思われる。安衛法は、ここ数年とは出題傾向が異なっており、「規定なし」の肢も見受けられたため、問題の難易度とは別に解きにくい印象がある。
- 労災・徴収…労災法は、事例問題が多く見受けられた。徴収法は、一部細かい論点からの出題もあったが、3問中2問は確保することができる出題であった。
- 雇用・徴収…雇用法は、問2・3・5・6は、確実に得点しておきたい。問1・4・7は細かい規定であるが、問1については誤りが明らかであり、問4と問7については消去法で正解を導き出すことは可能である。徴収法は、一部細かい論点からの出題もあったが、3問中2問は確保することができる出題であった。
- 常 識 …労一は、問2は統計からの出題ではあるが、教材（総合答練）で取り上げ、正解肢と同様の出題もあったため、得点したい。問4の組合せ問題は、片方が平易であるので、解答は絞りやすい。問5は平易であり、確実に得点したい。社一は、問7以外は、いずれも正解の絞込みがしにくいと思われる。特に問9は、目的条文を問う問題であるが、条文を正確に覚えていないと判断が難しいと思われる。したがって、問7で確実に1点を確保しつつ、残りの4問で何とか2点得点しておきたい。
- 健 保 …通達等の細かな論点の問題や事例問題などが多く、一見したところ解きづらく感じるが、平易な問題や答練等と同様の論点の問題も混在しているので、これらを確実に判断し得点に結び付けたい。なお、健康保険法において初めて個数問題が出題された。
- 厚 年 …長文の問題が多く、また、所々に事例問題や細かな内容の問題が散りばめられていることから難解な印象を受けるかもしれないが、全体的には、基本事項の問題でしっかり正誤の判断をしていけば正解を導くことができる構成になっている。長文問題等に惑わされなければ、お手持ちの教材で学習した範囲の知識をもって8点以上の得点を確保することも十分可能である。
- 国 年 …事例形式の問題もあり、また、細かい箇所からの出題も見られたが、正解肢ははっきりしており、取り組みやすい内容であった。

選 択 式 解 答

2021年8月25日15:30時点

[問1] 労働基準法・労働安全衛生法

(労基法16条、最一小令2.3.30国際自動車事件、安衛法62条、則518条1項)

- A ⑮ 身元保証人
- B ⑪ 通常の労働時間の賃金
- C ⑭ 当該労働契約の定める賃金体系全体における当該手当の位置付け
- D ⑩ 心身の条件
- E ③ 2メートル

[問2] 労働者災害補償保険法

(法9条2項、法16条の2、(40)法附則43条1項、則1条2項2号、則5条)

- A ⑳ 負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点において事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者
- B ⑬ その収入が当該複数事業労働者の生計を維持する程度の最も高いもの
- C ⑩ その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月まで
- D* ⑤ 55
- E ③ 18

※ Dは、本則の規定上は「⑥60」が当てはまるが、過去の本試験問題(平成18年:労働基準法:選択肢に本則・附則の語句があり、問題文で「当分の間」とする暫定措置の表現がなかったものの、附則の語句が正解とされた)を踏まえ、附則を考慮して「⑤55」を正解(最も適切な語句)と判断した。ただし、「⑥60」も間違いではない。

[問3] 雇用保険法

(法13条1項、2項、行政手引50151、51254)

- A ① 1年間
- B ④ 30
- C ① 1
- D ② 求人への応募書類の郵送
- E ① 巡回職業相談所

[問4] 労働に関する一般常識

(労働施策総合推進法施行規則1条の3、1項3号二、同則附則10条、雇用保険法施行規則104条1項1号イ、ハ、同則110条2項1号イ、同則110条の4、5項1号イ、令和2年版厚生労働白書P254)

- A ④ 35歳以上55歳未満
- B ① 65歳超雇用推進助成金
- C ① (公財)産業雇用安定センター
- D ④ 特定求職者雇用開発助成金
- E ① 40歳以上

[問5] 社会保険に関する一般常識

(国保法76条1項、船保法93条、児童手当法8条3項、確給法41条3項)

- A ⑪ 国民健康保険事業費納付金の納付
- B ⑩ 国民健康保険事業に要する費用
- C ⑮ 被扶養者
- D ④ 15日
- E ① 3年

[問6] 健康保険法

(法40条2項、法156条1項1号、法160条14項、15項)

- A ⑮ 特定保険料率
- B ⑪ その額から健康保険法第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した
- C ⑩ 総報酬額の総額
- D ③ 9月1日
- E ⑥ 100分の0.5

[問7] 厚生年金保険法

(法3条1項4号、法8条の2、1項、法84条の3)

- A ② 3か月を超える期間ごとに
- B ⑥ 厚生年金保険給付費等
- C ⑪ 交付金として交付
- D ⑭ 船舶
- E ⑨ 厚生労働大臣の承認を受けて、

[問8] 国民年金法

(法16条の2、1項、法25条)

- A ⑪ 給付の支給に支障が生じない
- B ⑮ 調整
- C ③ 開始年度
- D ⑧ 給付として支給を受けた金銭を標準
- E ⑳ 老齢基礎年金及び付加年金

択一式解答

2021年8月23日15:30時点

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	E	A	C	E	A	B	E	E	D	C
労災保険法 (徴収法含む)	B	C	D	D	A	A	E	D	C	C
雇用保険法 (徴収法含む)	D	A	E	B	B	E	A	D	E	C
労働及び社会保険 に関する一般常識	B	C	B	C	D	A	C	D	A	E
健康保険法	B	D	E	C	A	B	D	A	E	B
厚生年金保険法	C	E	A	B	E	D	D	E	B	D
国民年金法	B	E	A	B	C	B	A	E	C	B

得点レベル一覧表

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●
労働基準法 労働安全衛生法	◎	◎	△	◎	◎	4	1	0
労災保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
雇用保険法	◎	◎	△	◎	◎	4	1	0
労働一般常識	△	◎	△	◎	●	2	2	1
社会一般常識	◎	◎	◎	●	△	3	1	1
健康保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
厚生年金保険法	◎	△	△	◎	◎	3	2	0
国民年金法	△	◎	△	◎	◎	3	2	0
(◎：確実に得点してほしい △：できれば得点してほしい ●：得点は難しい)						29	9	2

【択一式】

科目名	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問10	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	◎	◎	△	◎	△	◎	△	△	△	△	4	6	0	
労災保険法 (徴収法含む)	●	△	△	△	◎	◎	●	◎	△	◎	4	4	2	
雇用保険法 (徴収法含む)	△	◎	◎	△	◎	◎	△	●	◎	◎	6	3	1	
労働及び社会保険 に関する一般常識	△	◎	△	◎	◎	△	◎	△	◎	△	5	5	0	
健康保険法	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	◎	2	8	0	
厚生年金保険法	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	6	4	0	
国民年金法	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	△	◎	△	7	3	0	
(◎：確実に得点してほしい △：できれば得点してほしい ●：得点は難しい)											個数	34	33	3
											%	49	47	4

択一式解答・解説（科目別）

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 E

- A ○ 法1条2項、昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。
- B ○ 法3条。設問の通り正しい。
- C ○ 法5条、昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。
- D ○ 法7条。設問の通り正しい。
- E × 法11条、昭和63.3.14基発150号。設問の所得税等を事業主が労働者に代わって負担する場合は、これらの労働者が法律上当然生ずる義務を免れるのであるから、この事業主が労働者に代わって負担する部分は、法11条の賃金と認められる。

〔問 2〕 正解 A

- A ○ 法14条1項。設問の通り正しい。
- B × 法15条1項、平成11.1.29基発45号。労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」については、雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りるものとされている。
- C × 法17条、昭和33.2.13基発90号。労働者が使用者から人的信用に基づいて受ける金融又は賃金の前払のような単なる弁済期の繰上げ等で明らかに身分的拘束を伴わないと認められるものは、労働することを条件とする債権には含まれない。
- D × 法18条2項。使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出なければならないこととされている。したがって、設問のように意見聴取した上で就業規則に記載し届け出たとしても、上記の要件は満たさず、任意貯蓄を行うことはできない。

- E × 法39条5項、平成21. 5. 29基発0529001号。日単位による年次有給休暇の取得を請求した場合に時間単位に変更することは、時季変更にあらず、認められない。

〔問 3〕 正解 C（ウ・エ・オの三つ）

- ア × 則7条の2。退職手当を設問の方法により支払う場合は、労働者の同意を得る必要がある。
- イ × 法24条1項、昭和63. 3. 14基発150号。労働協約の定めによって通貨以外のもので支払うことが許されるのは、その労働協約の適用を受ける労働者に限られる。
- ウ ○ 最二小平成2. 11. 26日新製鋼事件。設問の通り正しい。
- エ ○ 最一小昭和44. 12. 18福島県教組事件。設問の通り正しい。
- オ ○ 法25条、則9条。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 E

- A × 法26条、昭和22. 12. 15基発502号。法26条は、強行法規をもって、平均賃金の100分の60までを保障しようとする趣旨の規定であって、賃金債権を全額確保しうる民法の規定を排除するものではないから、労働者にとって不利なものとはなっていない。
- B × 法26条、昭和24. 3. 22基収4077号。労働協約、就業規則又は労働契約により休日と定められている日については、法35条の休日であると、法35条によらない所定の休日であるとかかわらず、休業手当を支給する義務はない。
- C × 法26条、昭和23. 7. 12基発1031号。使用者は、就業規則に設問のような規定を定めると否にかかわらず、使用者の責に帰すべき事由による休業に対しては、法26条の休業手当を支払わなければならない。なお、設問の就業規則の規定中「会社の業務の都合」が、使用者の責に帰すべき事由による休業に該当する場合において、就業規則に法26条の休業手当の額に満たない賃金を支給することを規定した場合、当該規定は無効となるものと解される。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D × 法26条、昭和23.6.11基収1998号。設問の休業は、法26条の「使用者の責に帰すべき事由」に該当する。
- E ○ 法26条、昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 A

- A ○ 法36条1項。設問の時間外及び休日労働に関する協定（いわゆる36協定）は、これを所轄労働基準監督署長に届け出てはじめて適法に時間外労働等を行い得る。したがって、設問においては協定を届け出た令和3年4月9日からその効力が発生するため、令和3年4月1日から令和3年4月8日までに行われた法定労働時間を超える労働は、適法なものとはならない。
- B × 法32条の2。設問のいわゆる1箇月単位の変形労働時間制における労使協定は、所轄労働基準監督署長への届出が効力発生要件になっているわけではない。
- C × 法33条1項、法60条1項、平成11.3.31基発168号。満18歳に満たない者についても、法33条（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）の規定は適用される。
- D × 法41条、法66条、昭和61.3.20基発151号 婦発69号。管理又は監督の地位にある者等法41条に該当する者については、妊産婦であっても法32条（法定労働時間）又は法40条（労働時間及び休憩の特例）等の労働時間に関する規定は適用されない。
- E × 法32条の3、平成30.12.28基発1228第15号。フレックスタイム制を導入している場合における同法36条に定める時間外労働に関する協定においては、1日について延長することができる時間を協定する必要はなく、1箇月及び1年について協定すれば足りる。

〔問 6〕 正解 B

- A ○ 法65条、昭和23.12.23基発1885号。設問の通り正しい。
- B × 法65条、昭和26.4.2婦発113号。出産の範囲は妊娠4か月以上の分娩であるため、妊娠4か月以後行った妊娠中絶も出産に含まれる。
- C ○ 法65条、昭和25.3.31基収4057号。設問の通り正しい。
- D ○ 法65条1項。設問の通り正しい。
- E ○ 法65条3項、昭和61.3.20基発151号 婦発69号。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 E

- A × 法89条、平成11.3.31基発168号。設問の場合には、使用者は法89条違反の責任を免れない。なお、設問のうち、就業規則の効力の発生に関する記述は正しい。
- B × 法89条、昭和63.3.14基発150号。設問の場合には、就業規則に規定することが必要である。
- C × 法90条、昭和63.3.14基発150号。設問のように同一事業場において一部の労働者についてのみ適用される就業規則を別に作成する場合においても、当該事業場の就業規則の一部分であるから、その作成又は変更の際しては、当該事業場に、全労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、全労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては全労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。
- D × 法91条、昭和26.3.31基収938号。設問の定めは法91条（制裁規定の制限）に違反しない。
- E ○ 法91条、昭和25.9.8基収1338号。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 E

- A × 法2条2号。労働安全衛生法における「労働者」とは、労働基準法9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- B × 法5条、昭和47. 11. 15基発725号。設問の場合、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみが使用する労働者とみなすが、下請負人の労働者も含めてみなすことはしない。なお、その他の記述は正しい。
- C × 法28条の2, 1項、則24条の11, 1項3号。設問の調査は、「1か月以内」ではなく、「作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき」に行うものとされている。
- D × 法57条の4, 1項。「有害性の調査を行うよう努めなければならない」ではなく、「有害性の調査を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない」とされている。
- E ○ 法57条の5, 1項、3項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 D（イ・ウ・エ・オの四つ）

- ア × 法10条1項、令2条、昭和47. 9. 18発基91号。総括安全衛生管理者は、労働安全衛生法施行令で定める業種の事業場の労働者数を基準として選任するのであり、当該事業場の企業全体における労働者数を基準として選任するのではない。なお「事業場」とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のように一定の場所において、相関連する組織の下に継続的に行われる作業の一体をいう。
- イ ○ 法10条1項1号。設問の通り正しい。
- ウ ○ 法10条1項2号。設問の通り正しい。
- エ ○ 法10条1項3号。設問の通り正しい。
- オ ○ 法10条1項4号。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 C

- A × 法101条1項。設問の周知義務は、常時10人以上の労働者を使用する事業場に限られているわけではない。
- B × 法101条2項、令5条、則98条の2,2項。設問の周知義務は、産業医の選任が義務付けられている事業場に課せられるため、「常時100人以上」ではなく、「常時50人以上」の労働者を使用する事業場に課せられている。
- C ○ 法101条4項。設問の通り正しい。
- D × 法11条、法12条。設問のような周知義務はない。
- E × 則97条。設問のような周知義務はない。設問の場合は、遅滞なく、「労働者死傷病報告」を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働者災害補償保険法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 B

- A ○ 法7条1項1号、昭和34. 5. 11基収2212号。設問の通り正しい。
- B × 法7条1項1号、昭和27. 6. 5基災収1241号。設問の場合、業務災害と認められない。
- C ○ 法7条1項1号、昭和34. 10. 13基収5040号。設問の通り正しい。
- D ○ 法7条1項1号、昭和42. 1. 24 41基収7808号。設問の通り正しい。
- E ○ 法7条1項1号、昭和32. 12. 25基収6636号。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 C

- A ○ 法7条1項3号、平成28. 12. 28基発1228第1号。設問の通り正しい。
- B ○ 法7条3項。設問の通り正しい。設問の負傷は、通勤に係る移動の経路を逸脱している間に生じたものであり、通勤災害と認められない。
- C × 法7条3項、則8条、平成28. 12. 28基発1228第1号。設問の自動車教習所における教習は、「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるもの」に該当せず、当該教習（中断）後の移動中の負傷は通勤災害と認められない。
- D ○ 法7条2項3号、則7条1号ロ、平成28. 12. 28基発1228第1号。設問の通り正しい。いわゆる住居間移動における赴任先住居から帰省先住居への移動の場合、実態等を踏まえて、業務に従事した当日又はその翌日に行われた場合は、就業との関連性を認めて差し支えないものとされており、翌々日以後に行われた場合は、交通機関の状況等の合理的理由があるときに限り、就業との関連性が認められるものとされている。設問は、夏季休暇の2日目（業務に従事した翌々日）の帰省であり、交通機関の状況等に特に問題のない場合であるから、その移動中の負傷は通勤災害と認められない。
- E ○ 法7条1項3号、平成28. 12. 28基発1228第1号。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 D

- A × 平成15.5.20基発0520002号。中小事業主の特別加入に当たっては、事業主と当該事業主の事業に従事する者について包括して加入申請を行うことが前提とされているが、就業実態のない事業主（高齢その他の事情のため、実際に就業しない事業主など）については、事業主が自らを包括加入の対象から除外することを申し出た場合には、特別加入者としなないこととされている。
- B × 法35条1項、則46条の22の2。設問の者には、通勤災害に関する規定は適用されない。
- C × 法34条1項4号。設問の場合、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
- D ○ 法33条7号、昭和52.3.30基発192号。設問の通り正しい。海外派遣者として特別加入することができるのは、新たに派遣される者に限らず、したがって、既に海外の事業に派遣されている者についても特別加入することができる。
- E × 則46条の18,5号、平成30.2.8基発0208第1号。家事支援従事者が特別加入者として追加される前（平成30年4月1日前）に介護作業従事者として特別加入している者は、平成30年4月1日以後は介護及び家事支援のいずれの作業にも従事するものとして取り扱われ、設問の場合、業務災害と認められることがある。

〔問 4〕 正解 D

- A ○ 令和2.5.29基発0529第1号。設問の通り正しい。
- B ○ 令和2.5.29基発0529第1号。設問の通り正しい。
- C ○ 令和2.5.29基発0529第1号。設問の通り正しい。
- D × 令和2.5.29基発0529第1号。設問の場合、心理的負荷の程度は「中」になる。
- E ○ 令和2.5.29基発0529第1号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 A

- A ○ 則14条5項、平成23.2.1基発0201第1号。設問の通り正しい。設問の場合、いわゆる加重に該当するため、障害補償年金の額は、現在の第5級に应ずる障害補償年金の額（給付基礎日額の184日分）から、既にあった第8級に应ずる障害補償一時金の額（給付基礎日額の503日分）を25で除して得た額を差し引いた額（給付基礎日額の163.88日分）となる。
- B × 則14条5項、平成23.2.1基発0201第1号。A肢の解説参照。
- C × 則14条5項、平成23.2.1基発0201第1号。A肢の解説参照。
- D × 則14条5項、平成23.2.1基発0201第1号。A肢の解説参照。
- E × 則14条5項、平成23.2.1基発0201第1号。A肢の解説参照。

〔問 6〕 正解 A

- A × 法16条の7。労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた父母は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していなかった配偶者より「後順位」となる。
- B ○ 法16条の7。設問の通り正しい。
- C ○ 法16条の7。設問の通り正しい。
- D ○ 法16条の7。設問の通り正しい。
- E ○ 法16条の7。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 E

- A ○ 平成9.2.3基発65号。設問の通り正しい。
- B ○ 平成9.2.3基発65号。設問の通り正しい。
- C ○ 平成9.2.3基発65号。設問の通り正しい。
- D ○ 平成9.2.3基発65号。設問の通り正しい。

- E × 平成9.2.3基発65号。一般に上肢障害は、業務から離れ、あるいは業務から離れないまでも適切な作業の指導・改善等を行い就業すれば、症状は軽快し、また、適切な療養を行うことによっておおむね「3か月」程度で症状が軽快すると考えられ、手術が施行された場合でも一般的におおむね「6か月」程度の療養が行われれば治癒するものと考えられるので留意することとされている。

【問 8】 正解 D

- A × 法3条、整備法7条。設問の場合、「該当するに至った日の翌日」ではなく、「該当するに至った日」に、当該事業について労災保険に係る保険関係が成立する。
- B × 整備法5条1項。設問の場合、「厚生労働大臣の認可があった日の翌日」ではなく、「厚生労働大臣の認可があった日」に、当該事業について労災保険に係る保険関係が成立する。
- C × 整備法8条2項3号。設問の場合、脱退が認められない期間は、「当該保険関係が成立した後1年以上」ではなく、「厚生労働省令で定める期間（特別保険料の徴収期間）」である。
- D ○ 整備法8条1項。設問の通り正しい。
- E × 整備法8条1項。設問の認可により労災保険に係る保険関係が消滅した場合に、同意しなかった者について個別に保険関係が存続するという規定はない。

〔問 9〕 正解 C

- A ○ 法15条1項、則38条4項。設問の通り正しい。
- B ○ 法3条、法15条2項。設問の通り正しい。
- C × 法15条1項、法15条2項、法16条、則24条2項、則25条2項。設問の申告書の記載事項としては、「保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日」「増加後の保険料算定基礎額の見込額」が規定されており、概算保険料申告書と同一ではない。
- D ○ 法15条3項。設問の通り正しい。
- E ○ 法15条4項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 C

- A ○ 則6条1項1号。設問の通り正しい。
- B ○ 則6条2項1号。設問の通り正しい。
- C × 昭和40.7.31基発901号。有期事業の一括が行われる要件としては、「別表第1（労災保険率表）に掲げる事業の種類を同じくすること」とされており、労災保険率が同じ事業であっても、事業の種類が異なる場合は、有期事業の一括の対象とはされない。
- D ○ 昭和40.7.31基発901号。設問の通り正しい。
- E ○ 昭和40.7.31基発901号。設問の通り正しい。

雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 D

- A ○ 行政手引20303。設問の通り正しい。
- B ○ 行政手引20303。設問の通り正しい。
- C ○ 行政手引20303。設問の通り正しい。
- D × 行政手引20303。所定労働時間が1年間の単位で定められている場合であっても、さらに、週又は月を単位として所定労働時間が定められている場合には、当該週又は月を単位として定められた所定労働時間により1週間の所定労働時間を算定することとされている。
- E ○ 行政手引20303。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 A

- A ○ 法10条の3,1項、2項。設問の通り正しい。
- B × 法10条の3,1項。未支給の失業等給付は、遺族が「死亡した者の名」ではなく「自己の名」で請求することができる。
- C × 行政手引53103。正当な理由がなく自己都合によって退職したことにより基本手当を支給しないこととされた期間中の日については、未支給の基本手当は支給されない。
- D × 行政手引53103。死亡した受給資格者が、死亡したため所定の認定日に公共職業安定所に出頭し失業の認定を受けることができなかった場合に、未支給の基本手当の請求者が当該受給資格者について失業の認定を受けたときは、原則として、死亡直前に係る失業認定日から死亡日の前日までの基本手当を受けることができる。
- E × 則17条の2,1項。未支給の失業等給付の請求は、当該受給資格者の死亡の翌日から起算して「6か月以内」にしなければならない。

〔問 3〕 正解 E

- A ○ 法22条3項、法61条の7, 7項。設問の通り正しい。
- B ○ 法22条4項、5項、行政手引23501。設問の通り正しい。
- C ○ 法22条3項、行政手引20352。設問の通り正しい。
- D ○ 法22条3項1号、行政手引50302。設問の通り正しい。
- E × 法22条3項2号、行政手引50302。特例一時金の支給を受け、その特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間は算定基礎期間に含まれない。また、特例一時金については、そもそも算定基礎期間という概念はない。

〔問 4〕 正解 B

- A × 法23条2項1号、則35条3号、行政手引50305。設問の者は、特定受給資格者に該当しない。
- B ○ 法13条3項、則19条の2, 1号、行政手引50305-2。設問の通り正しい。
- C × 法23条2項2号、則36条6号、行政手引50305。設問の場合は、特定受給資格者に該当する。
- D × 法23条2項2号、則36条1号、行政手引50305。設問の場合は、特定受給資格者に該当する。
- E × 法13条3項、則19条の2, 2号、行政手引50305-2。設問の者は、特定理由離職者に該当しない。

〔問 5〕 正解 B

- A ○ 法40条3項。設問の通り正しい。
- B × 行政手引55151。特例一時金については、疾病又は負傷により職業に就くことができない期間があっても、受給期限の延長は認められない。
- C ○ 法40条4項。設問の通り正しい。特例一時金についても、待期の規定が適用される。

- D ○ 法附則3条、行政手引55104。短期雇用特例被保険者の被保険者期間は、暦月をとって計算するものであるから、同一暦月においてAの事業所において賃金支払の基礎となった日数が11日以上で離職し、直ちにB事業所に就職して、その月に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある場合でも、被保険者期間2か月として計算するのではなく、その日数はその暦月において合計して計算されるのであり、したがって、被保険者期間1か月として計算される。
- E ○ 法24条1項カッコ書、法41条1項、令4条1項、令11条、令附則4条。設問の通り正しい。なお、この場合に支給される求職者給付は、基本手当、技能習得手当及び寄宿手当に限られる。

〔問 6〕 正解 E

- A ○ 則101条2の11の2,1項1号。設問の通り正しい。
- B ○ 行政手引58014。設問の通り正しい。
- C ○ 法60条の3,1項、2項。設問の通り正しい。
- D ○ 法附則11条の2,1項。設問の通り正しい。教育訓練支援給付金の支給対象となるのは、専門実践教育訓練を開始した日における年齢が45歳未満の者である。
- E × 法60条の2,1項2号、則101条の2の5,1項、行政手引58022。設問の場合は、傷病手当の支給を受けていても、教育訓練給付適用対象期間の延長の対象となる。

〔問 7〕 正解 A

- A ○ 行政手引59543。設問の通り正しい。
- B × 法61条の7,4項、行政手引59535。休業開始時賃金日額の算定に当たっては、基本手当の場合と同様に賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの間を1か月として算定し、当該1か月間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月を完全賃金月として、休業開始時点から遡って直近の完全賃金月6か月の間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額を算定することとされている。

- C × 法61条の7, 5項。事業主から支給単位期間に支払われた賃金の額が、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の「100分の80」に相当する額であるときは、育児休業給付金は支給されない。
- D × 行政手引59503。男性が育児休業を取得する場合は、配偶者の出産日から対象育児休業となる。
- E × 行政手引59503。子が満1歳（一定の要件を満たす場合は1歳2か月）に達する日の前日までに、対象育児休業を行ったことのある労働者が当該対象育児休業終了後に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が死亡したことにより、再度同一の子について取得した場合には、育児休業給付金の支給対象となり得る。

〔問 8〕 正解 D

- A × 法26条1項、3項、5項。設問の事業主は、当然に特例納付保険料を納付する義務を負うわけではなく、特例納付保険料の納付を申し出た場合に、特例納付保険料を納付する義務を負うこととなる。
- B × 則56条、則57条。特例納付保険料の基本額に加算されるのは、当該特例納付保険料の基本額に100分の10を乗じて得た加算額であって、「同法21条第1項の追徴金の額」ではない。
- C × 則38条の4。特例納付保険料は、口座振替による納付の対象とはされていない。
- D ○ 法26条、法27条、法28条。設問の通り正しい。
- E × 則59条。設問の場合、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、「労働保険料の増加額及びその算定の基礎となる事項並びに納期限」ではなく、「特例納付保険料の額及び納期限」を通知しなければならない。

〔問 9〕 正解 E

- A ○ 則68条3号。設問の通り正しい。
- B ○ 則62条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 法33条1項、平成12.3.31発労徴31号。設問の通り正しい。
- D ○ 則69条。設問の通り正しい。
- E × 則64条。「14日以内」ではなく、「遅滞なく」である。

〔問 10〕 正解 C

- A × 則27条1項カッコ書。設問の場合、令和元年度の概算保険料は「3期」ではなく、「2期」に分けて納付することが認められる。
- B × 則24条1項。設問の場合、令和2年度における賃金総額の見込額が7,400万円、令和元年度の賃金総額の確定額が4,000万円であり、令和2年度の賃金総額の見込額が令和元年度の賃金総額の確定額の100分の50以上100分の200以下となっていることから、令和2年度の概算保険料の額は令和元年度の賃金総額を用いて計算し、「4,000万円」×1000分の15＝「60万円」となる。
- C ○ 法15条1項1号、法19条3項。設問の通り正しい。
- D × 法16条、則25条1項。設問の場合、増加後の賃金総額の見込額が増加前の賃金総額の見込額の100分の200を超えていないことから、増加概算保険料を納付する必要はない。
- E × 則29条1項。事業主は、いわゆる概算保険料の認定決定を受けた場合であっても、延納の要件に該当するときは、当該概算保険料の延納の申請を行うことができる。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 B

- A ○ 「令和元年版労働経済白書（厚生労働省）」P. 126。設問の通り正しい。
- B × 「令和元年版労働経済白書（厚生労働省）」P. 126、127。男女別・年齢階級別に働きやすさの向上のために重要と考える企業による雇用管理をみると、男女ともにいずれの年齢階級においても「職場の人間関係やコミュニケーションの円滑化」が最も多くなっている。なお、次いで「有給休暇の取得促進」、「労働時間の短縮や働き方の柔軟化」が高くなっている。
- C ○ 「令和元年版労働経済白書（厚生労働省）」P. 130。設問の通り正しい。
- D ○ 「令和元年版労働経済白書（厚生労働省）」P. 134、135。設問の通り正しい。
- E ○ 「令和元年版労働経済白書（厚生労働省）」P. 133。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 C

- A × 「令和元年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況（厚生労働省）」。「正社員以外の労働者がいる事業所」は84.1%で、前回調査（平成26年）の80.1%と比べて「上昇」している。
- B × 「令和元年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況（厚生労働省）」。「正社員以外の就業形態別事業所割合をみると、「パートタイム労働者がいる」が65.9%と最も高くなっている。
- C ○ 「令和元年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況（厚生労働省）」。「設問の通り正しい。なお、「正社員を確保できないため」38.1%に次いで、「1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」31.7%、「賃金の節約のため」31.1%となっている。

- D × 「令和元年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況（厚生労働省）」。正社員以外の労働者を活用する上での問題点（複数回答）をみると、「良質な人材の確保」56.8%が最も高くなっている。なお、次いで「定着性」52.5%、「仕事に対する責任感」46.0%などとなっている。
- E × 「令和元年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況（厚生労働省）」。期間を定めない雇用契約への変更希望の有無をみると、「希望しない」が47.1%、「希望する」が35.0%で、「希望しない」が「希望する」を上回っている。

【問 3】 正解 B

- A ○ 労働契約法7条、平成24.8.10基発0810第2号。設問の通り正しい。なお、就業規則が存在する事業場で使用者が就業規則の変更を行った場合については、労働契約法10条の問題となる。
- B × 労働契約法10条、平成24.8.10基発0810第2号。「労働組合等」には、労働者の過半数で組織する労働組合その他の多数労働組合や事業場の過半数を代表する労働者のほか、少数労働組合や、労働者で構成されその意思を代表する親睦団体等労働者の意思を代表するものが広く含まれる。
- C ○ 労働契約法13条、平成24.8.10基発0810第2号。設問の通り正しい。
- D ○ 労働契約法18条1項、平成24.8.10基発0810第2号。設問の通り正しい。なお、無期労働契約に転換した後における解雇については、個々の事情により判断されるものであるが、一般的には、勤務地や職務が限定されている等労働条件や雇用管理がいわゆる正社員と大きく異なるような労働者については、こうした限定等の事情がない、いわゆる正社員と当然には同列に扱われることにならないと解される。
- E ○ 労働契約法19条、平成24.8.10基発0810第2号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 C（イとエ）

ア ○ 平成27.3.25厚労告117号。設問の通り正しい。

イ × 高年齢者雇用安定法10条の2。設問の事業主は、設問の措置を講ずることにより、65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう「努めなければならない」（努力義務）とされている。

ウ ○ 労働施策総合推進法30条の2,1項、（令和元）法附則3条。設問の通り正しい。

エ × 平成30.12.28厚労告430号。「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成30年12月28日厚生労働省告示第430号）」では、パートタイム・有期雇用労働法8条及び9条に基づき、短時間・有期雇用労働者の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例を示している。同指針では、基本給については、「基本給であって、労働者の能力又は経験に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の能力又は経験を有する短時間・有期雇用労働者には、能力又は経験に応じた部分につき、通常の労働者と同一の基本給を支給しなければならない。また、能力又は経験に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた基本給を支給しなければならない。」と原則となる考え方を示しており、設問文の例は、「問題とならない例」として挙げられている。

オ ○ 最一小平成26.10.23広島中央保健生活協同組合事件。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 D

A × 社労士法27条。他人に使用され、その指揮命令のもとに事務を行う場合は、社労士法27条にいう「業として」行うには該当しない。

B × 社労士法2条の2。社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに「出頭し、陳述」をすることができるとされているが、「尋問」をすることができるとはされていない。

- C × 社労士法24条1項。法24条1項にいう「その業務に関し必要な報告」とは、法令上義務づけられているものに限られず、事務所の経営状態等についての報告も含まれる。
- D ○ 社労士法25条の16。設問の通り正しい。
- E × 社労士法25条の22の3,3項。社会保険労務士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができるとされており、「必ず厚生労働大臣に対し、意見を求めなければならない」とはされていない。

〔問 6〕 正解 A

- A × 確拠法12条。企業型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、企業型年金加入者でなかったものとみなされる。
- B ○ 確拠法19条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 確拠法19条4項。設問の通り正しい。
- D ○ 確拠法62条1項3号。設問の通り正しい。
- E ○ 確拠法63条2項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 C

- A × 国保法7条。都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った「日」又は国民健康保険法第6条各号（適用除外）のいずれにも該当しなくなった「日」から、その資格を取得する。
- B × 国保法6条9号。生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、その保護が停止されている場合を除き、国民健康保険の被保険者とならない。
- C ○ 国保法62条。設問の通り正しい。
- D × 国保法87条1項、法88条1項。設問後段部分が誤りである。国民健康保険診療報酬審査委員会は、都道府県知事が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員及び保険者を代表する委員並びに「公益」を代表する委員をもって組織する。

- E × 国保法127条3項。設問の過料は、偽り又は不正の行為により徴収を免れた金額の「10倍」ではなく、「5倍」に相当する金額以下とされている。

〔問 8〕 正解 D

- A × 介保法129条4項。市町村は、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。
- B × 介保法14条、法15条2項。介護認定審査会の委員は、介護支援専門員から任命されるのではなく、「要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者」のうちから任命される。なお、介護認定審査会が市町村に置かれるとする設問の記述は正しい。
- C × 介保法132条3項。設問の場合、配偶者の一方は、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。
- D ○ 介保法183条1項、法184条、法191条1項。設問の通り正しい。
- E × 介保法28条3項。設問の場合の要介護更新認定の申請は、要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかった理由がやんだ日から「1月」以内に限り、することができる。

〔問 9〕 正解 A

- A × 国保法1条。国民健康保険法第1条では、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と規定している。なお、同法第2条では、「国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。」と規定している。
- B ○ 健保法1条。設問の通り正しい。
- C ○ 高齢者医療確保法1条。設問の通り正しい。
- D ○ 船保法1条。設問の通り正しい。
- E ○ 介保法1条。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 E

- A × 「令和2年版厚生労働白書（厚生労働省）」P296。公的年金制度の被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者等（65歳以上70歳未満の厚生年金被保険者を含む。）は対前年比70万人増で、近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者はそれぞれ対前年比34万人、23万人減で、近年減少傾向にある。これらの要因として、被用者保険の適用拡大や厚生年金の加入促進策の実施、高齢者等の就労促進などが考えられる。
- B × 「令和2年版厚生労働白書（厚生労働省）」P304。設問の「老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当している場合は、本人による請求手続きは一切不要である」としている点が誤りである。日本年金機構が受給資格要件に該当する者に対して送付する請求書に、氏名等を記載して返送することが必要である。
- C × 「令和2年版厚生労働白書（厚生労働省）」P359。2008（平成20）年度の後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として、政令で定めた軽減割合を超えて、予算措置により軽減を行っていたが、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、段階的に見直しを実施し、保険料の所得割を5割軽減する特例について、2018（平成30）年度から本則（軽減なし）とし、元被扶養者の保険料の均等割を9割軽減する特例について、2019（令和元）年度から本則（資格取得後2年間に限り5割軽減とする）とするといった見直しを行っている。
- D × 「令和2年版厚生労働白書（厚生労働省）」P120。社会保障給付費の部門別構成割合の推移を見ると、1989（平成元）年度においては年金が49.5%、医療が39.4%を占めていたが、医療は1990年代半ばから、年金は2004（平成16）年度からその割合が減少に転じ、介護、福祉その他の割合が増加してきている。2017年度には、介護と福祉その他を合わせて21.6%と、1989年度の約2倍となっている。
- E ○ 「令和2年版厚生労働白書（厚生労働省）」P355。設問の通り正しい。

健康保険法

〔問 1〕 正解 B

- A ○ 法43条1項、平成15.2.25保保発0225004号・庁保険発3号。設問の通り正しい。
- B × 法43条1項、令和3.4.1事務連絡。一時帰休に伴う随時改定は、低額な休業手当等の支払いが継続して3か月を超える場合に行うこととなるが、当該3か月は暦日ではなく、月単位で計算する。したがって、2月19日を一時帰休の開始日とした場合、5月1日をもって「3か月を超える場合」に該当し、2月、3月、4月の報酬を平均して2等級以上の差が生じていれば、5月以降の標準報酬月額から随時改定を行う。ただし、設問のように、5月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合には、3か月を超えていないため、随時改定は行わない。
- C ○ 法43条2項。設問の通り正しい。
- D ○ 法45条1項、法156条3項。設問の通り正しい。前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その資格を喪失した月において支払われた賞与は、保険料賦課の対象にはならないが、標準賞与額として決定され、年度における標準賞与額の累計額に算入される。
- E ○ 法88条1項カッコ書。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 D

- A ○ 法70条2項。設問の通り正しい。
- B ○ 法25条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 法153条。設問の通り正しい。
- D × 法7条の33、令1条。設問の方法以外に、「信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託」により運用することも認められている。
- E ○ 法205条の4,1項1号、則159条の7,1号。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 E

- A × 法60条1項。設問中の「保険者」は、正しくは、「厚生労働大臣」である。
- B × 法86条2項2号。食事療養に要した費用は、保険外併用療養費の支給の対象となる。
- C × 法8条。健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者（特定健康保険組合である場合には、これらに加えて特例退職被保険者）をもって組織する。
- D × 則50条の2, 1項、3項。協会が管掌する健康保険の被保険者に対する被保険者資格証明書は、当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めたときに限り、厚生労働大臣（日本年金機構）が、有効期間を定めて交付するものとされている。また、被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者に対して被保険者証が交付されたときは、当該被保険者は直ちに被保険者資格証明書を厚生労働大臣（日本年金機構）に返納しなければならない。
- E ○ 法55条3項、公害補償法14条1項、公害補償令7条1項1号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 C（ア・ウ・オの三つ）

- ア × 法193条1項。療養の給付は現物給付であり、時効の問題は発生しない。
- イ ○ 法26条3項。設問の通り正しい。
- ウ × 法203条1項、令61条1項1号。設問の事務は、厚生労働大臣が指定する地域をその区域に含む市町村（特別区を含むものとし、地方自治法に規定する指定都市にあっては、区又は総合区とする。）の長が行うものとされている。
- エ ○ 法58条3項。設問の通り正しい。

オ × 法3条1項9号ニ、平成28.5.13保保発0513第1号。設問の「その他これらに準ずる者」とは、事業主との雇用関係を存続した上で、事業主の命により又は事業主の承認を受け、大学院等に在学する者（いわゆる社会人大学院生等）としている。

〔問 5〕 正解 A

- A ○ 法194条の2,1項。設問の通り正しい。
- B × 法3条1項、昭和24.7.7職発921号。労働組合の専従者は、労働組合が適用事業所である場合には、従前の事業主との関係では被保険者資格を喪失し、労働組合に雇用又は使用される者としてのみ被保険者となるが、労働組合が適用事業所でない場合には、労働組合に雇用又は使用される者として被保険者となることはできず、従前の事業主との関係において被保険者資格が継続することとなる。
- C × 則25条1項。設問中の「同月末日」は、正しくは、「同月10日」である。
- D × 法3条7項、平成11.3.19保発24号庁保発4号。被保険者と同一の世帯に属することが被扶養者としての要件である者（従来被保険者と住居を共にしていた者に限る。）が、設問の施設に入所することとなった場合においては、病院又は診療所に入院する場合と同様に、一時的な別居であると考えられることから、なお被保険者と住居を共にしていることとして取り扱い、その他の要件に欠けるところがあれば、被扶養者の認定を取り消す必要がない。現に当該施設に入所している者（かつて、被保険者と住居を共にしていた者に限る。）の被扶養者の届出があった場合についても、これに準じて取り扱う。
- E × 法37条2項。保険料の納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときは、任意継続被保険者となることができる。

〔問 6〕 正解 B

- A × 法208条1号。設問の場合には、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処せられる。
- B ○ 法193条1項、昭和30.9.7保発199号の2。設問の通り正しい。
- C × 法116条。健康保険法においては、「被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。」と規定されている。
- D × 法105条1項。埋葬料は、「埋葬を行う者は誰でも」支給を受けることができるのではなく、「被保険者であった者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うもの」が支給を受けることができる。
- E × 法85条7項。設問の場合は、入院時食事療養費の支給があったものと「みなされる」。

〔問 7〕 正解 D

- A ○ 令22条1項、則11条。設問の通り正しい。
- B ○ 法101条、平成28.12.16保発1216第5号。設問の通り正しい。
- C ○ 則74条1項、令和2.3.5保発0305第5号。設問の通り正しい。
- D × 法101条、昭和8.3.14保規61号。設問の場合、出産育児一時金は支給される。設問の場合は、分娩は生存中に開始され、たまたま分娩完了前に死亡が競合したにすぎず、かつ死亡後といえども、分娩を完了させたのみならず、たとえ被保険者が死亡してもその当日は依然被保険者としての資格を有しており、分娩に関する出費は生存中分娩が完了したときと同様であるとされている。
- E ○ 法164条2項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 A（アとウ）

ア × 法3条1項9号イ、(24) 法附則46条1項、平成28. 5. 13保保発0513第1号。

設問の4分の3基準を満たさない短時間労働者が被保険者となるには、1週間の所定労働時間が20時間以上であること等一定の要件を満たさなければならないが、設問の短時間労働者の1週間の所定労働時間は18時間であるため、被保険者として取り扱われない。

イ ○ 法3条1項9号ロ、(24) 法附則46条1項、平成28. 5. 13保保発0513第1号。

設問の通り正しい。

ウ × 法41条1項カッコ書、(24) 法附則46条1項、則24条の2。設問の被保険者に係る定時決定については、報酬支払基礎日数が11日未満の月を算定対象月から除いて報酬月額を算定するため、設問の場合は、「4月」、5月及び6月の報酬月額の平均額をもとにその年の標準報酬月額の定時決定を行う。

エ ○ 法3条1項、法36条、平成27. 9. 30保保発0930第9号。設問の通り正しい。

オ ○ 法3条7項、平成5. 3. 5保発15号・庁保発4号、令和2. 4. 10事務連絡。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 E

A × 法114条。家族出産育児一時金は、被保険者の被扶養者が出産したときに支給されるものであるため、被保険者の被扶養者である子が出産した場合にも支給される。

B × 法104条、平成19. 3. 31事務連絡。設問の場合には、資格喪失後の出産手当金を受けることはできない。出産手当金は、出産日又は出産予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）に至った日に受給権が発生するため、資格喪失後の出産手当金が支給されるには、出産日又は出産予定日が資格喪失日の前日から42日（98日）以内であることが必要であり、また、資格喪失の際、現に出産手当金の支給を受けているか受けうる状態にあることを要する。設問の場合には、退職日において通常勤務しているので、資格喪失の際、出産手当金の支給を受けうる状態ではなく、資格喪失後の出産手当金を受けることはできない。

- C × 法99条2項。傷病手当金の額は、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が12月以上ある場合は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。以下同じ。）を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額となる。ただし、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が12月に満たない場合には、①傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額、②傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の30分の1に相当する額、のいずれか少ない額の3分の2に相当する金額となる。
- D × 法99条1項、昭和3.9.11事発1811号、昭和4.2.20保理489号。自費診療で療養を受けた場合であっても、労務不能について相当の証明があるときは支給される。
- E ○ 法1条、平成25.8.14事務連絡。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 B

- A ○ 法43条1項、平成29.6.2事務連絡。設問の通り正しい。
- B × 法41条3項。7月から9月までのいずれかの月に育児休業等を終了した際の標準報酬月額の設定若しくは産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の設定が行われた場合についても、その年の標準報酬月額の定時決定は行わない。
- C ○ 法167条1項。設問の通り正しい。
- D ○ 法165条1項、平成22.3.24保発0324第3号。設問の通り正しい。倒産、解雇などにより離職した者（雇用保険の特定受給資格者）及び雇止めなどにより離職した者（雇用保険の特定理由離職者）については、国民健康保険料（税）を軽減する制度が適用されるが、特定受給資格者等が任意継続被保険者となり、保険料を前納した後に当該国民健康保険料（税）を軽減する制度を知った場合は、当該任意継続被保険者の申出により、当該前納を初めからなかったものとするができる。
- E ○ 法87条2項。設問の通り正しい。

厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 C

- A × 法62条1項。中高齢寡婦加算の額は、遺族基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額に端数処理をして得た額である。
- B × (60)法附則73条1項、同法附則別表第9。経過の寡婦加算額が加算されるのは、昭和31年4月1日以前に生まれた妻に支給する遺族厚生年金に限る。したがって、設問の昭和32年4月1日生まれの妻に支給する遺族厚生年金に経過の寡婦加算額は加算されない。
- C ○ 法78条の35,1項。設問の通り正しい。
- D × 則78条の3,2項1号、則78条の17,2項。離婚が成立した日の翌日から起算して2年を経過した日以後に、又は離婚が成立した日の翌日から起算して2年を経過した日前6月以内に、請求すべき按分割合を定めた審判が確定したときは、その確定した日の翌日から起算して6月を経過する日までは3号分割標準報酬改定請求を行うことができる。
- E × 法78条の14,1項ただし書、則78条の17,1項1号カッコ書、令3条の12の11。特定被保険者が、特定期間の全部をその額の計算の基礎とする障害厚生年金の受給権者であった場合には、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、3号分割標準報酬改定請求をすることができない。なお、特定期間の一部のみが障害厚生年金の額の計算の基礎となっている場合には、特定期間のうち障害厚生年金の額の計算の基礎となっていた被保険者期間を除いて、3号分割標準報酬改定請求をすることができる。

〔問 2〕 正解 E

- A × (60)法附則59条2項。経過的加算額は、定額部分の額から老齢基礎年金相当額を控除して得た額であるが、60歳以上の厚生年金保険の被保険者期間は、所定の上限月数の範囲内で定額部分の額の計算の基礎とされる。なお、60歳以上の厚生年金保険の被保険者期間は、老齢基礎年金相当額の計算の基礎とされない。
- B × (60)法附則59条2項。経過的加算額の計算において、定額部分の額については、第3種被保険者期間に係る特例が適用されるが、老齢基礎年金相当額については、第3種被保険者期間に係る特例は適用されない。
- C × 則22条1項。第1号厚生年金被保険者（船員被保険者を除く。）の資格喪失の届出は、当該事実があった日から5日以内に、所定の届書又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを日本年金機構に提出することによって行うものとされている。
- D × 則22条4項。船員被保険者の資格喪失の届出は、当該事実があった日から10日以内に、被保険者の氏名等、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出することによって行うものとされている。
- E ○ 則22条1項2号。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 A

- A × 法44条4項9号。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が、障害等級2級に該当する程度の障害の状態でなくなった場合であっても、その時点では加給年金額の加算対象から外れない。その後、18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したときに、加給年金額の加算対象から外れることとなる。

- B ○ 平成26.3.31年発0331第7号。設問の通り正しい。加給年金額の生計維持認定対象者に係る生計同一関係の認定に当たっては、配偶者又は子について、住民票上の住所が受給権者と異なっている場合であっても、次の①又は②のいずれかに該当するときは、生計を同じくする者に該当するものとされ、加給年金額の加算の対象となり得る。
- ① 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
- ② 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき
- ア 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること
- イ 定期的に音信、訪問が行われていること
- C ○ 法附則8条の2,1項、2項。設問の通り正しい。昭和35年8月22日生まれの第1号厚生年金被保険者期間のみを有する女子に係る特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は62歳、同日生まれの第1号厚生年金被保険者期間のみを有する男子に係る特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は64歳である。
- D ○ 法附則8条の2,1項、2項。設問の通り正しい。昭和35年8月22日生まれの第4号厚生年金被保険者期間のみを有する女子及び同日生まれの第4号厚生年金被保険者期間のみを有する男子に係る特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、いずれも64歳である。
- E ○ (12)法附則22条1項。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 B（アとウ）

- ア ○ 法47条の3,3項。設問の通り正しい。
- イ × 法48条2項。設問の場合、従前の障害厚生年金の受給権は、消滅する。
- ウ ○ 法49条1項。設問の通り正しい。

- エ × 法50条4項。設問の場合、従前の障害厚生年金の受給権は消滅する。
- また、支給される前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金の額は、従前の障害厚生年金の額に相当する額とする。
- オ × 法52条7項、法附則16条の3, 2項。65歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者であって障害厚生年金の受給権者である者（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有しない者に限る。）については、年金額の改定の請求をすることができず、また、実施機関の職権による改定も行うことはできない。

【問 5】 正解 E（エとオ）

- ア ○ 法58条1項4号、法附則14条1項。設問の通り正しい。
- イ ○ 法58条1項2号、(60)法附則64条2項。設問の通り正しい。設問の者は、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡しており、特例（経過措置）による保険料納付要件（死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに未納期間がないこと。）を満たす場合には、遺族厚生年金の支給対象となる。
- ウ ○ 法59条1項2号。設問の通り正しい。子については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないことが、遺族厚生年金を受けることができる遺族の要件とされている。
- エ × 法63条1項3号。遺族厚生年金の受給権は、受給権者が直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったときは、消滅する。設問の乙は、丙にとって直系姻族に当たるため、丙が乙の養子となった場合であっても、丙の遺族厚生年金の受給権は消滅しない。

オ × 法63条1項5号イ。遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過したときに、その受給権は消滅する。

【問 6】 正解 D

- A ○ 法28条の2, 1項。設問の通り正しい。
- B ○ 法40条2項、法78条の25。設問の通り正しい。
- C ○ 法19条5項。設問の通り正しい。
- D × 法23条の2, 1項、法23条の3, 1項。育児期休業等終了日又は産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間に報酬支払の基礎となった日数が17日未満の月があるときは、その月を除いて報酬月額を算定し、標準報酬月額の改定を行う。
- E ○ 法23条の2, 1項。設問の通り正しい。

【問 7】 正解 D

- A × 法26条1項。3歳に満たない子を養育する被保険者等の平均標準報酬額の特例は、当該特例の申出が行われた日の属する月前の月にあっては、当該特例の申出が行われた日の属する月の前月までの2年間のうちにあるものに限られる。
- B × 法46条1項。基本月額とは、老齢厚生年金の額（その者に加給年金額が加算されていればその額を除いた額）を12で除して得た額のことをいう。
- C × 法24条の4, 1項。被保険者が賞与を受けた月における標準賞与額が150万円を超えるときは、これを150万円として決定される。年間の累計額による上限は設けられていない。
- D ○ 法18条の2, 2項。設問の通り正しい。

- E × 令3条の13の7。2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の遺族に支給する遺族厚生年金について中高齢寡婦加算額が加算される場合は、原則として、各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い一の期間に基づく遺族厚生年金について当該加算額が加算される。

〔問 8〕 正解 E

- A × 法23条1項、法23条の2,1項。平成29.6.2事務連絡。固定的賃金の増額・減額と、実際の平均報酬月額を増額・減額が一致しない場合、随時改定の対象とはならない。したがって、設問の場合、随時改定には該当せず、育児休業等終了時改定に該当する。
- B × 法附則7条の4,1項、2項、3項、則34条の3,1項、令6条の4,1項。60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法の規定による求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあった月の翌月から、当該老齢厚生年金は、支給停止される。ただし、当該求職の申込みがあった月の翌月以降の各月について、基本手当の支給を受けた日とみなされる日（実際に失業の認定を受けた基本手当の支給に係る日ではなく、失業認定日の直前にこの「失業の認定を受けた基本手当の支給に係る日」が連続しているものとみなされた日）がないときや、在職老齢年金の仕組みにより、老齢厚生年金の全部又は一部の支給が停止されているときは、その月の分の老齢厚生年金については、支給停止されない。また、基本手当の受給期間が経過した後等に行われる事後精算の仕組みにより、直近の各月について、老齢厚生年金の支給停止が行われなかったものとみなされる場合がある。
- C × 法60条1項2号、法附則17条の2,1項。老齢厚生年金の受給権を有する65歳以上の配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得したとき（同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の支給を受けるときを除く。）は、「死亡した者の老齢厚生年金相当額の4分の3に相当する額（以下本解説において「原則の遺族厚生年金の額」という。）」又は「原則の遺族厚生年金の額に3分の2を乗じて得た額と当該配偶者の老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に2分の1を乗じて得た額を合算した額」のうちいずれか多い額を当該配偶者に支給する遺族厚生年金の額とする。

- D × 法46条6項。加給年金額の加算の対象となる配偶者が、障害等級3級の障害厚生年金を受給している場合も、当該加給年金額は支給停止される。なお、障害手当金を受給する場合は支給停止されない。
- E ○ 法44条1項、法78条の11。設問の通り正しい。老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であることが、加給年金額の加算要件の一つとされているが、この場合、離婚時みなし被保険者期間を除いた（実際の）被保険者期間の月数が240以上であることを要する。

〔問 9〕 正解 B

- A ○ 法附則8条の2,1項、2項。設問の通り正しい。
- B × 法附則8条の2,1項、法附則20条2項。2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金について、いわゆる長期加入者の老齢厚生年金の支給要件である「被保険者期間が44年以上であること。」の判定については、2以上の種別の被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算せず、各号の厚生年金被保険者期間ごとに行う。
- C ○ 法附則29条1項。最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して2年が経過していなければ、脱退一時金の他の支給要件を満たす限り、その支給を請求することができる。
- D ○ 法附則29条3項。設問の通り正しい。
- E ○ 法36条1項、法38条1項、法44条の3,1項、2項、法64条の2、法附則17条。設問の通り正しい。設問の者は次の①又は②のいずれかを選択することができる。
- ① 老齢厚生年金の支給繰下げの申出をし、遺族厚生年金の受給権を取得した月の翌月分から繰り下げた老齢厚生年金の支給を受ける。
- ② 支給繰下げの申出をせずに通常の裁定請求をし、65歳に達した月の翌月分から通常の老齢厚生年金の支給を受ける。

〔問 10〕 正解 D

- A × 法58条1項1号、4号、法58条2項。設問のように、死亡した者が、短期要件（被保険者が死亡したこと）に該当し、かつ、長期要件（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が死亡したこと）にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、短期要件のみに該当し、長期要件には該当しないものとみなされる。
- B × 法56条3号。障害の程度を定めるべき日において障害手当金の支給事由に係る傷病について労災保険法の規定による障害補償給付を受ける権利を有する者には、障害手当金は支給されない。
- C × 法66条1項、国年法41条1項。子に対する遺族基礎年金及び遺族厚生年金は、配偶者が遺族基礎年金及び遺族厚生年金の受給権を有する期間、原則として、その支給を停止するとされており、設問のようにその配偶者が他の年金たる保険給付を選択受給することにより配偶者に対する遺族基礎年金及び遺族厚生年金の支給が停止される場合であっても、子に対する遺族基礎年金及び遺族厚生年金の支給停止は解除されず、引き続き支給停止となる。
- D ○ 法78条の2,1項ただし書、則78条の2,1項1号、則78条の2の2,1項、則78条の3,1項1号、令3条の12の4。設問の通り正しい。離婚が成立した日から起算して2年を経過しているため、平成13年4月から平成23年3月までの期間についてのいわゆる合意分割の請求を行うことはできない。
- E × 法63条1項2号。遺族厚生年金の受給権は、受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたときは、消滅する。

国民年金法

〔問 1〕 正解 B

- A × 法36条1項、2項。法30条1項の障害基礎年金は、受給権者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときであっても、その支給は停止されない。
- B ○ 法85条1項1号、2号、(16)法附則19条4項、(26)法附則14条3項。設問の通り正しい。
- C × 法附則5条6項～9項、法附則9条の2,1項カッコ書、(6)法附則23条6項～9項、(16)法附則6項～9項。任意加入被保険者は、(特別支給の)老齢厚生年金の受給権を取得した場合であっても、その資格は喪失しない。また、65歳未満の任意加入被保険者は、(繰上げ支給の)老齢基礎年金の支給を受けることはできない。なお、特例の任意加入被保険者が、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権を取得した日の翌日にその資格を喪失するとする記述については正しい。
- D × (60)法附則16条1項。遺族厚生年金の支給を受けることができるときに、振替加算の規定により加算された額に相当する部分の支給を停止とする規定はない。
- E × 法115条、法128条1項。国民年金基金は、加入員又は加入員であった者の障害に関し、一時金の支給を行うことはない。

〔問 2〕 正解 E

- A ○ 法21条3項。設問の通り正しい。
- B ○ (60)法附則20条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 法9条6号。設問の通り正しい。
- D ○ 法130条2項、基金令24条1項。設問の通り正しい。
- E × 法附則9条の4の2,1項、2項。設問の届出に係る時効消滅不整合期間は、届出が行われた日以後、「学生納付特例期間」とみなされる。

〔問 3〕 正解 A

- A × 法7条1項3号、法9条、則1条の3。設問の場合、第3号被保険者はその資格を喪失しない。
- B ○ 法7条1項2号、3号、法附則3条。設問の通り正しい。老齢厚生年金を受給する66歳の厚生年金保険の被保険者は第2号被保険者ではないため、この者の配偶者は第3号被保険者とならない。
- C ○ 法7条1項1号、則1条の2,2号。設問の通り正しい。
- D ○ 法7条1項3号、則1条の3,3号。設問の通り正しい。
- E ○ (6)法附則11条1項1号、(16)法附則23条1項1号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 B (アとオ)

- ア ○ 法137条の17,1項、基金令45条。設問の通り正しい。
- イ × 法124条1項、5項。監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちから、それぞれ「1人」を選挙することとされている。
- ウ × 法90条の3、(16)法附則19条、(26)法附則14条。学生納付特例制度は、法本則に規定される恒久措置であり、時限措置ではない。なお、納付猶予制度を令和12年6月までの時限措置とする記述については正しい。
- エ × 法127条3項。国民年金基金の加入員は、申出により（任意に）その資格を喪失することはできない。
- オ ○ 則21条1項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 C

- A × 法7条2項、令4条、昭61.3.31庁保発13号。設問の配偶者は、被扶養配偶者に該当するため、第3号被保険者となる。
- B × 法附則9条の4の7,1項、令14条の14。設問の申出書は、「日本年金機構」に提出しなければならない。
- C ○ 法96条4項、5項。設問の通り正しい。

- D × 令15条1項、令16条1項、2項。政府が設問の共済払いの基礎年金の支払に係る資金の交付をするときは、必要な資金を「日本銀行」に交付することにより行うこととされている。
- E × 法85条1項1号、3号。設問の20歳前傷病による障害基礎年金の給付に要する費用については、当該費用の100分の20に相当する額と残りの部分（100分の80）の「2分の1」に相当する額を合計した、当該費用の「100分の60」に相当する額を負担することとされている。

〔問 6〕 正解 B

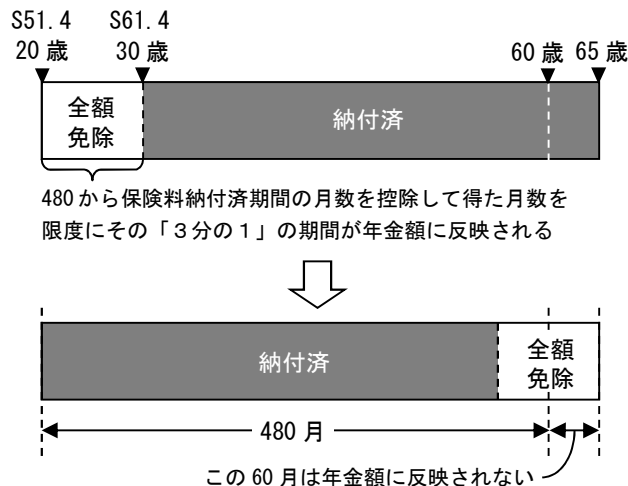
- A ○ 法101条1項、6項。設問の通り正しい。
- B × 法37条の2、2項、法39条2項。被保険者等が死亡したことにより、配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であった子が生まれたときは、その子は、将来に向かって被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとみなされ、また、配偶者は、将来に向かってその者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなされるため、配偶者の遺族基礎年金の額は、当該子が生まれた日の属する月の翌月から改定される。
- C ○ 令1条の2、3号へ、則62条。設問の通り正しい。
- D ○ 則40条4項。設問の通り正しい。
- E ○ 法5条4項、5項、6項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 A

- A × 法41条2項。配偶者に対する遺族基礎年金が法41条の2第1項（所在不明による支給停止）の規定によりその支給を停止されているときは、子に対する遺族基礎年金は、その支給を停止されない。
- B ○ (60)法附則14条1項、4項。設問の通り正しい。
- C ○ 昭47.6.19庁保発21号。設問の通り正しい。
- D ○ 法12条1項、5項。設問の通り正しい。
- E ○ 法120条1項、基金令7条。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 E

A × 法27条ただし書、(16)法附則10条1項15号。設問の全額免除期間が学生納付特例期間又は納付猶予期間以外の期間であったとしても、その期間のうち年金額の計算に反映されるのは、「480から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数（設問の場合60月（5年）」が限度となる（全額免除期間120月（10年）うち残りの60月（5年）は老齢基礎年金の額に反映されない。）。また、年金額の計算に反映される全額免除期間は、平成21年4月1日前にあることからその3分の1の月数が年金額の計算に反映されることとなる。したがって、老齢基礎年金の額は「780,900円×440月÷480月」となり、設問の者に満額の老齢基礎年金は支給されない。



$$\begin{aligned}
 & 780,900 \text{ 円} \times \frac{420 \text{ 月} + 60 \text{ 月} \times \frac{1}{3}}{480 \text{ 月}} \\
 & = 780,900 \text{ 円} \times \frac{440 \text{ 月}}{480 \text{ 月}}
 \end{aligned}$$

B × 法33条2項。令和3年度における子の加算のない障害等級1級の障害基礎年金の額は、障害等級2級の障害基礎年金の額（780,900円）を1.25倍にした「976,125円」となる（設問のような端数処理は行われない。）。

- C × 法39条の2, 1項。遺族基礎年金の受給権者が4人の子のみである場合、令和3年度における遺族基礎年金の受給権者の子それぞれが受給する遺族基礎年金の額は、「780,900円、224,700円、74,900円及び74,900円を合計した金額」を子の数で除して得た金額となる。
- D × 法52条の4, 1項。設問の場合の死亡一時金の額は「12万円」であり、設問のような名目手取り賃金変動率による改定は行われない。
- E ○ 法附則9条の3の2, 3項、令14条の3の2。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 C

- A ○ 法31条。設問の通り正しい。
- B ○ (60)法附則11条3項。設問の通り正しい。
- C × 法20条1項、法附則9条の2の2。障害厚生年金の額の多寡又は受給権者の年齢にかかわらず、障害厚生年金と老齢基礎年金が併給されることはない。
- D ○ 法20条1項。設問の通り正しい。異なる支給事由により支給される遺族基礎年金及び遺族厚生年金は、併給することができず、いずれか一方を選択して受給することとなる。
- E ○ 法20条1項、法52条の6、厚年法38条1項。設問の通り正しい。同一の支給事由に基づくものであっても、遺族厚生年金と寡婦年金は併給することができず、また、寡婦年金を選択した者は死亡一時金の支給を受けることはできない。一方、遺族厚生年金と死亡一時金について、調整規定は存在せず、遺族厚生年金の支給を受ける者は、死亡一時金の支給を受けることができる。

〔問 10〕 正解 B

- A × (60)法附則14条2項ただし書。設問の妻は中高齢の期間短縮の特例に該当するため、当該妻の受給する老齢厚生年金は、その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が240であるものとみなされる。このため、設問の妻に振替加算は行われない。
- B ○ 法20条1項、2項、4項。設問の通り正しい。
- C × 法30条の2,1項～3項。設問の女性は、初診日において第3号被保険者であり、また、22歳から60歳までの全ての期間が保険料納付済期間であることから、初診日の前日における保険料納付要件を満たすことになる。特別支給の老齢厚生年金の受給権を有することは事後重症による障害基礎年金の支給に影響せず、障害認定日後の63歳のときに、事後重症による障害基礎年金の請求を行った場合、設問の女性には、事後重症による障害基礎年金が支給される。
- D × 法35条3号。厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級（3級以上）に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過したときであっても、当該3年を経過した日において、当該受給権者が65歳未満であるときは、障害基礎年金の受給権は消滅しない。
- E × 法19条1項、2項。遺族基礎年金の受給権者である丙の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、その額の加算の対象となっていた甲の子（乙）は、未支給年金の規定の適用については、丙の子とみなされ、丙の実子である丁と同順位の未支給の遺族基礎年金の請求権者となる。